

## 議案第 5 1 号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和 38 年清水町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「令和 2 年度分及び令和 3 年度分」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。